関税法施行令第５９条第１項第６号に規定する貨物等に係る申告官署の特例を定める掲示

令８．６．１６
掲示第１４０号

関税法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第９２条第１項第２号及び同条第２項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和３０年政令第１００号）第３０条第１項第２号及び同条第２項の規定に基づき、関税法施行令第５９条第１項第６号に規定する貨物及び航空運送事業者が、その運送約款において、本邦外に所在する荷送人から本邦に所在する荷受人までの貨物の運送につき、自己の責任の下に行う旨を定めている場合（仕出地における貨物の集荷業者が、その集荷から貨物を当該航空運送事業者に対して引き渡すまでの責任を負う場合を含む。）であって、当該運送約款に基づき運送する貨物（当該航空運送事業者が、他の航空運送事業者に委託して運送する貨物を含む）貨物（以下「小口貨物」という。）に係る申告官署の特例を次のように定め、令和８年７月１日から施行することとしたので、関税法施行令第９２条第５項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第３０条第５項の規定に基づき、公告する。

六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所の管轄区域内に蔵置されている小口貨物にかかる関税法（昭和２９年法律第６１号）、関税定率法（明治４３年法律第５４号）その他関税に関する法令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法令の規定に基づく申告については、神戸税関本関で行うものとする。